

# 一般社団法人 岐阜県トラック協会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人岐阜県トラック協会(以下「本協会」という)と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を岐阜県岐阜市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、岐阜県内における貨物自動車運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保することによって、事業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉に寄与するとともに事業の社会的経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 貨物自動車運送事業等に関する調査・研究及び知識の普及
- (2) 貨物自動車運送事業等に関する統計の作成、資料・情報の収集及びこれらの刊行
- (3) 行政庁の行う貨物自動車運送事業法その他関係法令の施行の措置に対する協力
- (4) 貨物自動車運送事業等の社会的、経済的地位の向上に寄与する施策、宣伝及び啓発
- (5) 貨物自動車運送事業等の環境対策に関する事業
- (6) 貨物自動車運送事業等の交通安全対策に関する事業
- (7) 貨物自動車運送事業等の近代化、合理化のための事業及び貨物自動車運送事業者の全国団体に対する出捐
- (8) 貨物自動車運送事業法に基づく地方貨物自動車運送適正化事業
- (9) 貨物自動車運送事業等に係る従業員等の教育・研修に関する事業
- (10) 本協会の会員の福利厚生に関する事業
- (11) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(法人の構成)

第5条 本協会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 岐阜県内で常時営業を営む貨物自動車運送事業者
- (2) 貨物自動車運送事業に関し学識経験を有する者で、総会において推挙したもの
  - 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本協会の会員になろうとする者は、会長に入会申込書を提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納めなければならない。ただし、第5条第1項第2号の会員はこれを除く。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の名誉を汚し、又は信用を失墜させるような行為があったとき
  - (2) 定款又は総会の決議を無視する行為があったとき
  - (3) その他除名すべき正当な理由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
  - (2) 総会員が同意したとき
  - (3) 退会したとき
  - (4) 除名されたとき
  - (5) 当該会員が死亡し事業を相続しなかったとき、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が解散したとき
- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 3 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既に納付した会費その他の拠出金は、これを返還しない。

## 第4章 総 会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、会長がこれに当る。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 18 条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、委任状その他

の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。この場合においては第 17 条の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

(書面による議決権の行使)

第 19 条 理事会において総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、総会に出席できない会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第 17 条の出席した会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した会員のうちから選出された議事録署名人 2 名以上が、記名押印又は署名しなければならない。

## 第 5 章 役 員

(役員の設定)

第 21 条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 27 名以上 34 名以内
- (2) 監事 1 名以上 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長とし、3 名以内を副会長、10 名以内を常任理事、2 名以内を専務理事、2 名以内を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、専務理事及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、総会において会員の中から選任する。ただし、理事のうち 5 名以内及び監事のうち 1 名を会員以外の者から選任することができる。

- 2 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、その職務を行う。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して本協会の会務を掌理する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐して本協会の会務を掌理する。
- 6 常任理事は、常任理事会を組織して会務を執行する。

- 7 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

第28条 本協会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

- 2 本協会は、法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。

(名誉会長及び顧問)

第29条 本協会に、名誉会長を1名以上2名以内、顧問を1名以上8名以内を置くことができる。

- 2 名誉会長は、多年にわたり本協会の会長として業界発展に寄与し、功績顕著な者に対し、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事会の同意を得て、会長・副会長経験者及び学識経験者の

- うちから会長が委嘱する。
- 4 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は、会議に出席して意見を述べることができる。
  - 5 名誉会長及び顧問には、第25条第1項及び第27条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「名誉会長及び顧問」と読み替えるものとする。

## 第6章 理事会

(構成)

- 第30条 本協会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第31条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 本協会の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 会長、副会長、専務理事、常務理事並びに常任理事の選定及び解職

(招集)

- 第32条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会で定める順序に従い理事は理事会を招集する。

(議長)

- 第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故のあるときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

- 第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

- 第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録に署名し又は記名押印する者は、理事会に出席した会長及び監事とする。

## 第7章 常任理事会及び会長・副会長会

(常任理事会)

- 第36条 本協会に、常任理事会を置く。
- 2 常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事をもって構成する。

- 3 常任理事会の権限、運営方法については、理事会の決議により定める常任理事会運営規則の定めるところによる。

(会長・副会長会)

第 37 条 本協会に、会長・副会長会を置く。

- 2 会長・副会長会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成する、会長が必要と認めるとき招集する。
- 3 会長・副会長会の権限、運営方法については、理事会の決議により定める、会長・副会長会運営規則の定めるところによる。

## 第 8 章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

第 38 条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を得て、部会及び委員会を置くことができる。

- 2 部会及び委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

## 第 9 章 資産及び会計

(事業年度)

第 39 条 本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 本協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 41 条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
  - 3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 43 条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第 44 条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 45 条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆に見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第 12 章 事務局

(設置等)

第 46 条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には所要の職員を置く。

3 職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 第 13 章 補 則

(委任)

第 47 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営上必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 39 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。

3 この法人の最初の代表理事は田口義隆、業務執行理事は川島千秋とする。

沿 革

1 平成 25 年 3 月 21 日付商流第 215 号により移行設立認可